

市町村物資拠点候補施設選定要領

1 定義

災害時に国や県、他の市町村等から供給される支援物資を受入れて保管し、必要に応じて品目、数量別に仕分け、避難所等へ輸送するための拠点となる施設。

2 選定基準

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める県の広域物資輸送拠点の施設基準を参考に選定する。

(1) 耐災害性

新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も可）

津波、洪水、土砂災害等の災害危険区域外の立地であること

(2) 屋根

屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む）

(3) 床の強度

物資の荷重に耐えられる床の強度であること。また、屋内でフォークリフト等を利用する可能性のある大規模施設では、床の強度が十分であること

(4) 大型トラックの進入、荷役スペース

12mトラック（大型）が接車できる若しくは建物内に入れること
荷役作業を行う空間が確保できること

(5) 電源

非常用電源が備えられていること

(6) 避難所との関係

避難所となる行政庁舎、学校、体育館でないこと

※ その他、災害時の円滑な物資の受入れ、荷捌き、仕分け、避難所への輸送等を考慮して、適切な施設を選定すること。

また、拠点に受け入れる物資の量については、別添「南海トラフ地震におけるプッシュ型支援の被災市町村別供給計画」（国の計画に基づく推定値）を参考に、断層型地震や風水害等での被害想定を加味して定めること。

3 選定箇所数

公的施設、民間施設を問わず、各市町村において1～3施設を選定する。

ただし、調査時点において、「2 選定基準」の全てを満たす施設がない市町村にあっても、当面の候補地として最低1箇所を選定すること。

4 市町村物資拠点候補施設位置図

選定した施設ごとのアクセスルート（幹線道からの進入路）及び施設配置図（敷地内の建物、接車、待機場所等のレイアウト）を別添様式に記入し、提出すること。